

平成22年4月23日

第2174号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 保安林予定森林の指定通知（206～210・森林整備課）……………1
- 基本測量終了の通知（211・建設管理課）……………3
- 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定（212・北秋田地域振興局農林部）……………3
- 建設業の許可の取り消し（213・山本地域振興局総務企画部）……………3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………4
- 土地改良区連合の役員の就任の届出（北秋田地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………5

教育委員会規則

- 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則（12・義務教育課）……………5

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（28）……………7
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（29）……………7

告 示

秋田県告示第206号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
秋田市上新城湯ノ里字滝ノ下105の1・字雷電17の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、下新城小友字沖ノ窪178、181、187、188、189の1、189の2、雄和女米木字石川249の1、雄和種沢字館ヶ沢98、99、100
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第207号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐竹敬久

1 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市鳥海町下笹子字柴倉6の1、秋田市上新城小又字沢尻ヶ沢1の1、1の2、河辺北野田高屋字畑務沢54の3、54の8、54の9、55の4、55の5

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柴倉6の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第208号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 保安林予定森林の所在場所 由利本荘市矢島町川辺字川原2、28、29、29の1、60の3、60の6、61、63、南ノ股字切掛沢35の4、東鮎川字下山崎49、56の6、71、73の1、字南山崎1、2、字沢口29、43、鳥海町上川内字丸森6、9、10、鳥海町上直根字トミ沢25、26、27、77の1、77の2、字清水尻41、湯沢市皆瀬字谷地頭64、65、66、67、68、69、70

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

由利本荘市矢島町川辺字川原2・29・60の6・63・南ノ股字切掛沢35の4・東鮎川字下山崎56の6・73の1・鳥海町上川内字丸森6・10・鳥海町上直根字トミ沢77の2・字清水尻41・湯沢市皆瀬字谷地頭69・70（以上13筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部、雄勝地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第209号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 保安林予定森林の所在場所 大館市比内町独鉦字向日詰44、46、47、50、51、52、雪沢字向大明神85の8、北秋田市阿仁中村字中村アサミ沢15の15、15の34、字曲り戸81の8、81の9、81の42、81の72、86、88、89、92、阿仁伏影字大沢向1の1、2の1、2の2、2の3、字横測16の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大館市比内町独鉦字向日詰44・46・47・50・51・52・雪沢字向大明神85の8・北秋田市阿仁中村字中村アサミ沢15の34・字曲り戸81の8・81の42・81の72・86・88・89・阿仁伏影字大沢向1の1・2の1・2の3・字横測16の1（以上18筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第210号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所 由利本荘市長坂字雷田中島4、150の1、鹿角市十和田錦木字五軒屋96、字根市戸2、秋田市下北手宝川字潤ヶ崎109、鹿角郡小坂町小坂字堰口46（次の図に示す部分に限る。）、北秋田郡上小阿仁村大林字小田瀬下モ91の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、北秋田地域振興局農林部、秋田地域振興局農林部、由利地域振興局農林部並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第211号

平成21年秋田県告示第182号の基本測量について、平成22年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県告示第212号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により北秋田市小森入会林野整備組合組合長佐藤三七からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第4項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請年月日 平成22年4月1日
- 2 縦覧に供すべき書類の名称 北秋田市小森入会林野整備計画書の写し
- 3 縦覧期間 平成22年4月24日から同年5月23日まで
- 4 縦覧場所 北秋田地域振興局農林部森づくり推進課及び北秋田市役所産業部農林課

秋田県告示第213号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年4月12日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
能代黒松園
能代市朴瀬字登家場53番3
伊 藤 正 人
秋田県知事許可(般-19)第30005号
- 3 処分の内容
造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年4月12日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 新屋参画屋
- 3 代表者の氏名
佐々木 長 心
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市新屋
- 5 定款に記載された目的
この法人は、秋田市新屋地区において、地域住民同士や地元で立地する秋田公立美術工芸短期大学の教員や学生との交流、地域外の人々と気軽に集い、話し合える場やまちづくり活動の拠点となる場を整備して様々な交流の場の創出を図るとともに、木造の妻入り古建築が多く残る表町通りのまち並みの保全や活用による住民や地域外の人々が生き生きと楽しく活動できる生活空間の創出と、空き店舗等を活用した新屋地区のにぎわい再生の実現を目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 事業
 - (2) 役員の種別及び定数
 - (3) 役員の選任等

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、米代川筋土地改良区連合から次のとおり役員の就任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名
大館市二井田字贅ノ里108番地

三 澤 時 雄

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、秋田市豊岩小山土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字前田表169番地
 〃 〃 字狐森82番地
 〃 〃 〃 55番地
 〃 〃 字中山251番地1
 〃 〃 字狐森56番地
 〃 〃 字神田104番地
 〃 下浜檜田字上野68番地
 〃 〃 〃 84番地

佐 賀 政 芳
 鈴 木 邦 男
 斎 藤 正 信
 志 賀 幸 夫
 佐 賀 英 志
 鈴 木 喜 昭
 深 井 繁 善
 高 橋 登

2 就任理事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字前田表169番地
 〃 〃 字狐森82番地
 〃 〃 〃 55番地
 〃 〃 字神田102番地
 〃 〃 字狐森56番地
 〃 〃 字神田104番地
 〃 下浜檜田字上野68番地
 〃 〃 〃 84番地

佐 賀 政 芳
 鈴 木 邦 男
 斎 藤 正 信
 池 田 良 道
 佐 賀 英 志
 鈴 木 喜 昭
 深 井 繁 善
 高 橋 登

3 退任監事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字神田98番地
 〃 〃 〃 102番地
 〃 下浜檜田字上野70番地

斉 藤 正 明
 池 田 良 道
 吉 岡 幸 美

4 就任監事の住所及び氏名

秋田市豊岩小山字神田98番地
 〃 〃 字狐森53番地
 〃 下浜檜田字上野70番地

斉 藤 正 明
 鈴 木 一 博
 吉 岡 幸 美

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仙北市角館町碓土地改良区から申請のあった定款変更について、平成22年4月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年4月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教 育 委 員 会 規 則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十二日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第十二号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則（昭和二十九年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
 別表を次のように改める。

別表

市 町 村 名	学校種別	定 数				
		校長・教員	養護教員	栄養教諭及び 学校栄養職員	事務職員	計

鹿 角 市	小 学 校	115人	9人	0人	8人	132人
	中 学 校	78人	5人	3人	5人	91人
小 坂 町	小 〃	26人	3人	1人	3人	33人
	中 〃	16人	1人	0人	1人	18人
大 館 市	小 〃	261人	19人	6人	16人	302人
	中 〃	156人	10人	3人	12人	181人
北 秋 田 市	小 〃	156人	15人	3人	9人	183人
	中 〃	77人	5人	2人	9人	93人
上 小 阿 仁 村	小 〃	10人	1人	1人	1人	13人
	中 〃	8人	0人	0人	0人	8人
能 代 市	小 〃	169人	12人	4人	11人	196人
	中 〃	124人	6人	2人	7人	139人
藤 里 町	小 〃	12人	1人	1人	1人	15人
	中 〃	9人	1人	0人	1人	11人
三 種 町	小 〃	69人	6人	2人	3人	80人
	中 〃	46人	3人	0人	4人	53人
八 峰 町	小 〃	31人	3人	0人	3人	37人
	中 〃	23人	2人	1人	2人	28人
秋 田 市	小 〃	810人	49人	22人	41人	922人
	中 〃	534人	24人	11人	28人	597人
男 鹿 市	小 〃	96人	9人	1人	7人	113人
	中 〃	64人	4人	3人	5人	76人
潟 上 市	小 〃	116人	7人	2人	7人	132人
	中 〃	71人	3人	2人	3人	79人
五 城 目 町	小 〃	33人	3人	0人	3人	39人
	中 〃	16人	1人	1人	1人	19人
八 郎 潟 町	小 〃	16人	1人	1人	1人	19人
	中 〃	15人	1人	0人	1人	17人
井 川 町	小 〃	19人	1人	1人	1人	22人
	中 〃	16人	1人	0人	1人	18人
大 潟 村	小 〃	12人	1人	1人	1人	15人
	中 〃	12人	1人	0人	1人	14人
由 利 本 荘 市	小 〃	273人	22人	8人	16人	319人
	中 〃	188人	11人	4人	14人	217人
に か ほ 市	小 〃	99人	7人	3人	7人	116人
	中 〃	58人	3人	1人	3人	65人
大 仙 市	小 〃	312人	27人	5人	24人	368人
	中 〃	199人	13人	3人	14人	229人
仙 北 市	小 〃	101人	7人	2人	5人	115人
	中 〃	68人	5人	1人	6人	80人
美 郷 町	小 〃	74人	6人	1人	3人	84人
	中 〃	46人	3人	1人	5人	55人
横 手 市	小 〃	317人	22人	5人	20人	364人
	中 〃	194人	13人	4人	14人	225人
湯 沢 市	小 〃	197人	19人	2人	15人	233人
	中 〃	125人	7人	3人	10人	145人
羽 後 町	小 〃	66人	6人	2人	3人	77人
	中 〃	43人	3人	0人	4人	50人
東 成 瀬 村	小 〃	11人	1人	0人	1人	13人
	中 〃	11人	1人	1人	1人	14人

附 則

1 〃の規程は、公布の日から施行する。

2 〃の規程による改正後の児童負担教職員の定数を定める規程の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年4月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,620

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

221,828

秋選管告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年4月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,371
能代市山本郡	26,491
横手市	28,194
大館市	22,525
男鹿市	9,678
湯沢市雄勝郡	20,693
鹿角市鹿角郡	11,745
由利本荘市	24,232
潟上市	9,670
大仙市仙北郡	32,036
北秋田市北秋田郡	11,634
にかほ市	7,788
仙北市	8,647
南秋田郡	7,622

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号